

安全指導だより 4月号

令和8年4月23日(木)
西東京市立田無第四中学校
生活指導部 安全指導係

安全指導だよりでは、避難訓練の反省や災害そのものについて、西東京市での災害の情報など、様々なことを時期に応じて発信します。ぜひ目を通してみてください。

<4月避難訓練の振り返り>

4月の避難訓練は、「避難経路の確認」と「不審者対応の確認」を行いました。避難経路は「全避難」「東避難」「西避難」があります。基本的な考え方(全避難)は

- 校舎内の一番近い階段や出口から校庭に避難する

です。東避難と西避難は、それぞれどちらかの階段が使えなかった場合を想定しています。

不審者対応は、放送用語の確認とバリケードの作成を行いました。バリケードの作成は、繰り返し行うことでいち早くバリケードが作成できるように練習をしました。また、火災や地震、不審者対応など、避難が必要な場合には放送の指示が入るので、静かに指示を聞いて行動しましょう。



<避難訓練を行う理由>

学校では、年間に行う避難訓練の回数などが決められています。皆さんも今まで小学校や中学校で何度も避難訓練を行ってきました。その内容や時間帯は様々です。では、なぜ何度も避難訓練を行うのでしょうか。みなさんは、考えたことがありますか。

災害は「いつ、どこで、どんなことが」起こるか分かりません。いつでも、どこでも、避難が必要な場合には、「自分の命を守る行動がとれる」ようにならなければなりません。

だからこそ、1回1回の避難訓練に真剣に取り組んでほしいと思います。そして、学校以外の場所で災害に遭遇したときなどは、避難訓練や安全指導だよりで得た知識や判断力を、生かしてもらいたいと思います。

<落とし物のお知らせ>

1階の校長室の前に、落とし物ロッカーがあります。校内で落とし物をしてしまった場合は、この落とし物ロッカーに保管されている可能性があります。一度確認するようにしましょう。落とし物の持ち主が現れない場合は、1ヶ月程度で処分になるので、定期的に確認するようにしてください。

現在は、水筒、ベルト、腕時計、ハンカチ、マフラー、筆箱、折り畳み傘などを保管しています。心当たりのある人は、職員室にいる先生に申し出てください。



<通学路での安全確保>

新年度になり、新たな環境での生活が始まりました。特に、放課後には委員会活動や部活動、学年や学級での活動など、様々な活動に参加することが増えたと思います。しかし、新年度はそのような生活環境の変化に伴う事故が増大することが懸念されています。改めて、通学路での安全確保について確認しましょう。

① 周りをよく見て歩道を歩きましょう。

下校時、先生から「歩道を歩きましょう」と声をかけられたことがある人はいませんか？ 実は、四中の正門前の道路は交通量が多い道です。広がって歩いたり、急に車道に飛び出したりすると、自転車などとの衝突の危険性が高まります。また、他の歩行者や自転車の迷惑となるので、登下校時には注意してください。

② 安全を確認してから横断歩道を渡りましょう。

横断歩道を渡って登下校をしている人は多いと思います。登下校の様子を見てみると、安全を確認せず、突然横断歩道を渡り出す人を見かけます。特に信号機がない横断歩道を渡る時は、渡る前に一度立ち止まり、きちんと安全を確認してから渡るようにしてください。

③ 通学路を通って登下校しましょう。

登下校時、みなさんは毎日同じ道を通っていますか？ 日によって通る道を変えている人はいませんか？ 通学路は、みなさんを交通事故などから守り、安全な登下校を確保するためにあります。いつもと違う道を通ることで、予期せぬトラブルに巻き込まれたり、緊急時に発見が遅れたりしてしまいます。何か特別な理由がある時は、必ずお家の人と通る道を確認し、原則決められた道を通って登下校するようにしましょう。

●自転車の乗り方、大丈夫？

令和3年～7年の生徒に関連する交通事故の状況調査によると、中学生は自転車乗用中の交通事故の割合が高くなっています。私用や習い事の行き帰りなどで自転車を使用する人は多いと思いますが、最近では「ながらスマホ」による自転車事故の件数も増えています。スマホを持って通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、他者の存在に気付きにくくなるため、非常に危険性が高いです。スマホを保持していなくても、画面を注視しながらの運転は、注意が散漫になり、歩行者や他の自転車・自動車の存在を見落とししたり、信号を無視したりしてしまうなどの危険があります。どちらも法律で禁止されているので、自転車に乗車する際は気をつけましょう。

また、自転車乗用中のヘルメット着用率も高くはありません。学齢別に見ると、中学1年生が最も高く約5割となっています。学年が上がるにつれ低くなり、中学3年生では約3割の人しかヘルメットを着用していません。道路交通法第63条の11第1項では、「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。」とされています。努力義務ではあるものの、ヘルメットを着用することで自転車事故による頭部損傷を防ぐことができます。自分の身を守るためにも、自転車乗車時にはヘルメットを着用するよう努めましょう。